

平成 30 年度第 2 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 30 年 11 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 30 年度第 2 四半期(平成 30 年 7 月～平成 30 年 9 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

◆ 保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 30 年度第 2 四半期(平成 30 年 7 月～平成 30 年 9 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	2	0	1	1	4	0	23	12	0	4	39
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	23	0	0	0	23	5	16	3	0	0	24
	支払事由非該当	1	0	21	3	25	0	16	2,730	3	2	2,751
	その他 ※	0	0	0	0	0	0	2	3	0	8	13
お支払い非該当件数合計	26	0	22	4	52	5	57	2,748	3	14	2,827	
お支払い件数合計	1,544	13	77	787	2,421	688	34,954	23,541	19	3,548	62,750	

※がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

◆ 四半期ごとの時系列推移表

	平成 29 年度				平成 30 年度	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
お支払い件数合計	62,722 件	63,903 件	67,579 件	64,535 件	64,648 件	65,171 件
お支払い非該当件数合計	2,890 件	2,820 件	3,248 件	2,992 件	3,062 件	2,879 件

◆お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 30 年度第 2 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、右中指末節骨骨折により観血的骨接合術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「筋・腱・靭帯観血手術」における除外規定「手指・足指を除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、狭心症により経皮的冠動脈ステント留置術を平成 30 年 2 月 19 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、同一傷病である狭心症で平成 29 年 12 月 26 日に受けられた経皮的冠動脈ステント留置術の手術給付金が過去のご請求にて支払われており、手術給付金の対象となる手術「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回を給付の限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金	被保険者は糖尿病により入院されたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金をご請求されました。 しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前に糖尿病で受診していたことが判明いたしました。 判明した受診は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院初期給付金、疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。

以上